



# 熊本県公報

第12376号  
平成26年12月12日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	( 〃 ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ) 6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ) 11
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退	(高齢者支援課) 14
○道路の供用開始	(道路保全課) 14
○道路の供用開始	( 〃 ) 15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 15
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課) 16
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課) 16
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 16
○第44期熊本県労働委員会委員の補欠委員の推薦	(労働雇用課) 27
<b>公 告</b>	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 30
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課) 30
○換地計画の決定	(農地整備課) 30
○換地計画の決定	( 〃 ) 31
○換地計画の決定	( 〃 ) 31
○換地計画の決定	( 〃 ) 31
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 32
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 32
○平成27年度及び平成28年度指名願受付及び技術事項等評価項目申請受付(県内工事)	(監理課) 32
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境影響評価審査会) 34

## 告 示

### 熊本県告示第1163号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿蘇郡産山村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
産山村(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1164号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
 平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 産の森林については、主伐は、択伐による。  
産山村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1165号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社SYO フロレンティア	デイサービス アロハ	宇土市花園台町 花園台433- 125	平成26年 12月3日	通所介護

**熊本県告示第1166号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
 平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社SYO フロレンティア	デイサービス アロハ	宇土市花園台町 花園台433- 125	平成26年 12月3日	介護予防通所 介護

**熊本県告示第1167号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
 平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
サポートセンターわかちあい 玉名市立願寺113	特定非営利活動法人地域たすけあいの会 玉名市中1068-1 本郷 秀和	就労移行支援	平成26年 12月1日

**熊本県告示第1168号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 田代川（441-2-001）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 田代川（田代川1）（441-2-002）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 中野2-1（441-1-028-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 中野2-2（441-1-028-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 中野2-3（441-1-028-3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 中野2-4 (441-1-028-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 中野2-5 (441-1-028-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 中野2-6 (441-1-028-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 座女木1 (441-2-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 座女木2-1 (441-2-034-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 座女木2-2 (441-2-034-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 2 座女木3 (441-2-035)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 座女木4-1 (441-2-036-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 座女木4-2 (441-2-036-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 座女木5 (441-2-037)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 中野3 (441-2-038)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 中野4 (441-2-039)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 中野5 (441-2-040)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上益城郡御船町田代
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 中野1(441-2-154)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 中野-1(441-3-020-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 中野-2(441-3-020-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 木戸屋(441-3-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1169号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河内川(441-2-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 宗心原-1（441-1-023-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 宗心原-2（441-1-023-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 栗山-1（441-1-042-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 栗山-2（441-1-042-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 古閑迫-1（441-1-043-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 古閑迫-2（441-1-043-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 古閑迫-3 (441-1-043-3)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町上野  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 河内1 (441-2-023)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町木倉  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 河内2 (441-2-024)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町木倉  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 河内4 (441-2-026)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町木倉  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 河内5 (441-2-027)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町木倉  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 餅畑1 (古閑原1) -1 (441-2-087-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町上野  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 餅畑1 (古閑原1) - 2 (441-2-087-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 餅畑2 (441-2-088)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 餅畑3 (441-2-089)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 餅畑4 (古閑迫1) - 1 (441-2-090-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 餅畑4 (古閑迫1) - 2 (441-2-090-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 河内 (河内6) - 1 (441-2-001 (人) - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 河内 (河内6) - 2 (441-2-001 (人) - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 河内(河内7)(441-3-014)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 河内(河内9)(441-3-016)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 河内(河内10)(441-3-017)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 河内(河内11)(441-3-018)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 河内(河内12)(441-3-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 餅畑6(古閑原2)-1(441-3-047-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 餅畑6(古閑原2)-2(441-3-047-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 日向(餅畑7)(441-3-048)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1170号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 横田1(444-1-031)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 横田2(444-1-032)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 横田3(湯田1)-1(444-1-033-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 横田 3（湯田 1）－2（444－1－033－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 湯田（下豊内 2）（444－1－034）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 下豊内 1（444－1－035）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 上豊内 1－1（444－1－038－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 上豊内 1－2（444－1－038－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 横田 4（444－2－062）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 横田5 (444-2-063)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 横田6 (444-2-064)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 横田7 (444-2-065)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 横田8 (444-2-066)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 横田9 (下豊内3) (444-2-067)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 横田10 (下豊内4) (444-2-068)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 16 横田11(下豊内5)(444-2-069)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 横田12(下豊内6)(444-2-070)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 下豊内3(上豊内3)(444-2-071)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 下豊内4(上豊内4)(444-2-072)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町豊内
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1171号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項の規定において準用する同法第48条の6の規定により特定行為業務事業者の登録辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年月日	辞退年月日	サービスの種類
センターガーデン株式会社 宇土市下網田町1 876番地2	住宅型有料老人ホーム 愛敬 西岡台 宇土市神馬町70 1番地2	431100205	平成26年1 1月18日	有料老人ホーム

熊本県告示第1172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名八女線	玉名市玉名字諏訪後 2157番54地先から 玉名市玉名字西原 2163番2地先まで	70.0	広域連携 交付金 (道路改 築)
		玉名市玉名字西原 2170番8地先から 同所 2298番1地先まで	116.0	
		玉名市玉名字諏訪後 2150番7地先から 同所 2159番1地先まで	93.8	

2 供用を開始する期日 平成26年12月16日

熊本県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	北外輪山大津線	菊池郡大津町大字高尾野字東高尾野 855番1地先から 同所 855番1地先まで	103.1	やさ道交 安1地

2 供用を開始する期日 平成26年12月15日

熊本県告示第1174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ビタミンあい 天草市古川町1番29号	NPO法人ビタミンあい 天草市古川町1番29号 宮崎 智正	就労継続支援B型	平成26年12月4日

熊本県告示第1175号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草海

2 申請期間

平成26年12月12日から平成26年12月18日まで

熊本県告示第1176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
高階誠心堂薬局かわらや店 人吉市瓦屋町1463番	平成26年12月1日
訪問看護ステーションキッポー 八代市千丁町新牟田2520番地2	平成26年12月1日

熊本県告示第1177号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団誠和会開病院	八代市新地町6番26号	平成26年12月2日から 平成29年12月1日まで

熊本県告示第1178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 中の浦-1（209-1-020-1）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市久玉町中の浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 中の浦-2（209-1-020-2）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の所在地

天草市久玉町中の浦



- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 中の浦-3 (209-1-020-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 中の浦-4 (209-1-020-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 中の浦-5 (209-1-020-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 中浦8 (209-1-021)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 明石-1 (209-1-022-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 明石-2 (209-1-022-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 明石-3 (209-1-022-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 鍛冶屋-1 (209-1-023-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石、かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 鍛冶屋-2 (209-1-023-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 鍛冶屋-3 (209-1-023-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 久玉9-1 (209-1-024-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 久玉9-2 (209-1-024-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、上揚
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 中の浦 (B) - 1 (209-1-091-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 中の浦 (B) - 2 (209-1-091-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 中の浦 (B) - 3 (209-1-091-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 中浦12-1 (209-2-059-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 中浦12-2 (209-2-059-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 久玉6-1 (209-2-074-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 1 久玉6-2 (209-2-074-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 久玉7-1 (209-2-075-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、上揚
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 久玉7-2 (209-2-075-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、上揚
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 久玉7-3 (209-2-075-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、上揚
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 久玉7-4 (209-2-075-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、上揚
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 久玉8-1 (209-2-076-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、上揚
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 久玉8-2 (209-2-076-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 天草市久玉町かじや、上揚  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 明石 (209-2-077)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 新田1 (209-2-078)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 新田2 (209-2-079)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 新田3-1 (209-2-080-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 新田3-2 (209-2-080-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 新田3-3 (209-2-080-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 新田4(209-2-081)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石、かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 新田5(209-2-082)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 新田6-1(209-2-083-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 新田6-2(209-2-083-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 新田7-1(209-2-084-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 新田7-2(209-2-084-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 0 中浦1（209-2-085）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 1 中浦2（209-2-086）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 2 中浦4（209-2-087）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 3 中浦5（209-2-088）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 4 中浦6（209-2-089）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや、中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 5 中浦7-1（209-2-090-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 中浦7-2 (209-2-090-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 中浦9-1 (209-2-091-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 中浦9-2 (209-2-091-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 大野浦1 (209-2-092)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 大野浦2-1 (209-2-093-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 大野浦2-2 (209-2-093-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 大野浦2-3 (209-2-093-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 大野浦2-4 (209-2-093-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 大野浦2-5 (209-2-093-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 中浦10-1 (209-2-094-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 中浦10-2 (209-2-094-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 中浦10-3 (209-2-094-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 中浦10-4 (209-2-094-4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

59 中浦

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

60 中浦

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町中の浦
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

61 明石

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町明石
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

62 中浦

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

63 中浦

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市久玉町かじや
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1179号**

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項の規定により第44期熊本県労働委員会委員の補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり使用者委員候補者の推薦を求める。

平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 推薦する者の資格  
熊本県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であり、又は業務の主要な部分である使用者団体
- 2 推薦される者の資格  
委員の任命については、法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。
- 3 推薦期間  
平成26年12月15日から平成26年12月24日まで
- 4 推薦に必要な書類  
(1) 推薦書（別記第1号様式）  
(2) 履歴書（別記第2号様式）
- 5 推薦の方法  
推薦については、4(1)の推薦書及び4(2)の履歴書を、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課に提出すること。

別記第1号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第44期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 ( 所 属 )

(注) 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第2号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名			生年月日 (年 齢) ※H27.1.8現在
		昭和 年 月 日 ( 歳)	
現 住 所			郵便番号
			電話番号
役 職 歴 (現在の勤務 先(所属) 及び役職を 含む。)	年	月	
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書

労働組合法第19条の4 (委員の欠格条項)

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

私は、上記の欠格事項に該当していません。

平成 年 月 日

氏 名

印

公 告

熊本県公告第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
- 上田信義、本田平八、橋本乙平、廣石初藏、眞弓タズ、眞弓半四郎、前田寅喜、眞弓重義、眞弓末記、眞弓壽市、岩下眞吾、片山常記、青木重人、永野政次郎、青木長吉、坂本直、坂本逸喜、青木繁、建山大八、長野益己、古閑喜平、吉里藏、永野知親、青木清四郎、青木七、長野眞弓勝、眞弓鶴松、眞弓松次郎、眞弓辰太、木庭仁四郎、緒方壽太郎、緒方藤五郎、吉里彦藏、緒方長藏、高前田平次郎、前田市太郎、前田澄熊五郎、大澄仁平、青木亀八、緒方至、岩下久米吉、芹川半藏、大澄熊五郎、大澄仁平、青木亀八、緒方至、岩下眞太郎、砥石辰次、飯川強、永田末喜、霍川重人、永田康徳、永田直喜、富田徳次郎、城野カツミ、平島格藏、吉里如七、城野美津、有働武久、菅村重藏、十治平島源吾、平島初太郎、杉仁四郎、野平吉里、城野仙吉、吉里仁四郎、飯川吉藏、杉鶴次、西川佐一、杉安平、飯川雄、平島栄四郎、村亥ノ八、徳七、杉保、城野晋、城野爲三郎、城野大平、今村喜、平島新次郎、杉長徳、永仙吉、吉里内古閑大藏、平島作平、大岩次郎、平島初太郎、渡辺吉、今村栄吉、今村嘉市、今村席五郎、吉里代平、徳永代平、徳永川半平、飯川藤原三、河上節生、横田眞吾、有働トシコ、早田豊男、井崎渡、中田清、永田トヨコ、永田ミコ、永田幸喜、永田節子、永田壽平、早田強、羽根田正太郎、中田一男、早田謙記、一法師金藏、早田政記、家人善平、萩尾長太郎、児玉光明、宮本英明、鶴井安芳、池田義昭
- 2 通知の趣旨
- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年7月8日付け熊本県告示第695号による。

熊本県公告第665号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山口 功登	葦北郡津奈木町大字岩城	葦北郡津奈木町大字福浜字松岡4345番2

2 認可年月日  
平成26年12月3日

熊本県公告第666号

県営南関西地区（松丸換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めた

ので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年12月15日から  
平成27年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 南関町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

#### 熊本県公告第667号

県営和水西部地区（永浦換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年12月15日から  
平成27年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

#### 熊本県公告第668号

県営和水西部地区（鶴田和仁渕換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年12月15日から  
平成27年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

#### 熊本県公告第669号

県営菊池東部2期地区（佐野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年12月15日から  
平成27年1月20日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書

## (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第670号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字野付2314番1の一部  
280.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区戸島西四丁目8番96号  
衛藤 洋

**熊本県公告第671号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字百騎婦722番1  
4,118.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
広島県広島市安佐北区真亀五丁目13番17号  
小川 卓次

**熊本県公告第672号**

平成27年度及び平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。  
平成26年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 第1 平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

- 1 申請の対象者  
平成27年度及び平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、次の要件を全て満たす者とする。  
(1) 熊本県内に主たる営業所を有すること。  
(2) 平成26年度の経営事項審査を完了していること（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）。
  - 2 申請の受付  
(1) 申請の方法  
次のいずれかの方法によること。  
ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）  
イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）  
(2) 受付期間  
ア 郵送の場合  
平成27年1月8日（木）から平成27年1月19日（月）まで（平成27年1月19日の消印有効）  
イ 持参の場合  
平成27年1月13日（火）から平成27年1月19日（月）まで  
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで  
(3) 提出先  
ア 郵送の場合  
〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本県土木部監理課建設業班  
イ 持参の場合  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
  - 3 提出書類及び提出部数  
(1) 平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部  
(2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 2部
- 第2 平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目



申請について

1 申請の対象者

平成26年度に、「平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 平成25年1月から平成26年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成26年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が適用されない者が1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成23年度、平成24年度又は平成25年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- (4) 平成26年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 平成25年1月から平成25年12月までの間及び平成26年1月から平成26年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成26年12月31日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成26年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 平成26年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
- (7) 平成25年1月から平成26年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
- (8) 平成26年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (9) 平成21年10月から平成26年9月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者
- (10) 平成22年1月から平成26年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
- (11) 平成25年1月から平成26年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (12) 平成26年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (13) 平成26年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (14) 平成26年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降平成26年9月30日までに技術者に係る変更があった者
- (15) 平成22年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者
- (16) 平成12年4月1日から平成26年12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (17) 平成21年10月1日から平成23年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成26年9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (18) 平成24年1月から平成26年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (19) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成26年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者
- (20) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（平成24年4月1日から平成26年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者

2 申請の受付

次のいずれかの方法によること。

- (1) 申請の方法
  - ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
  - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）
- (2) 受付期間
  - ア 郵送の場合  
平成26年12月12日（金）から平成27年1月19日（月）まで（平成27年1月19日の消印有効）
  - イ 持参の場合

- 平成27年1月8日(木)から平成27年1月19日(月)まで  
 受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先  
 ア 郵送の場合  
 〒862-8570 (県庁専用郵便番号)  
 熊本県土木部監理課建設業班  
 イ 持参の場合  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 3 提出書類及び提出部数  
 (1) 平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部  
 (2) 知事が別に定める添付書類 1部
- 第3 資格審査及び結果通知  
 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。  
 2 第1の3及び第2の3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定の値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。  
 3 審査の結果は平成27年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 第4 入札参加者資格の有効期間  
 今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成27年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 第5 問合せ先  
 熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話096-333-2485

**登載依頼**

**熊本県環境影響評価審査会公告第2号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。  
平成26年12月12日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時  
平成26年12月18日(木) 午後1時10分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県天草市有明町赤崎3383番地  
有明町民センター視聴覚室
- 3 審議内容  
(1) 熊本県環境影響評価審査会の運営について(会長及び会長職務代理者の選出について)  
(2) 天草広域連合「新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)  
電話096-333-2268